

母子世帯研究の問題構制

【現在取り組んでいる研究テーマ】

東大社研「社会階層論調査」の再分析，世帯構成と生活構造，方法論的検討

「ひとり親世帯の就労と自立支援対策の総合化に関する実証研究」1999-2000 年度科研費研究

日本における「母子福祉」の政策的枠組みの検討，戦前からの歴史，諸外国との比較

“welfare to work” “workfare” をめぐる諸外国の動向，母子世帯の福祉と就労をめぐる問題，福祉政策と労働政策の関連

1 はじめに 日本における「貧困の女性化」問題への関心から

現代かつ世界的課題としての貧困問題と「貧困の女性化」

「貧困の女性化 feminization of poverty」

貧困者に占める女性の割合の増加，貧困世帯に占める女性世帯主世帯の割合の増加

Pearce, Diana M. [1978] “The Feminization of Poverty : Women, Work and Welfare”

1960 年代英米「貧困の再発見 Rediscovery of Poverty」，高齢者，人種的マイノリティ，女性

cf.) 米ジョンソン大統領，1964 年～貧困との闘い (the war on poverty)，経済機会法，貧困対策プログラム

1964-69 年貧困率の減少：高齢者-29%ポイント，マイノリティ-28.6%ポイント，女性-8.6%ポイント

結果として貧困層にしめる女性の割合の増加，女性の貧困 子どもの貧困

1980 年代以降の貧困研究，「age, race, gender」「gender, race, class」

「日本では顕在化していない」

Gertrude Schaffner Goldberg & Eleanor Kremen(ed.) [1990] THE FEMINIZATION OF POVERTY: Only in America?

US, Canada, Japan, France, Sweden, Russia, Poland

教育水準，労働力率，賃金，男女平等政策，社会保障政策，育児休暇，保育所，家族構造，離婚率，婚姻外出産率……

「ch.9 The Feminization of Poverty : Not Only in America」，「ch.4 JAPAN : A Special Case」

「日本では少なくとも今のところ貧困の女性化は明らかでない」(June Axinn, ch.4)

経済企画庁 1996 年版国民生活白書「貧困の女性化が進むアメリカとそうでない日本」

米：貧困線以下の世帯の世帯主の男女比率，女性割合，60 年 40.2%，75 年 60.4%，93 年 56.5%

日：生活保護開始世帯の世帯主の男女比率，女性割合，60 年 30.4%，75 年 35.4%，93 年 29.8%

「日本はひとり親世帯が増えてはいるもののその比率は小さく，貧困の女性化現象も起きていない」

なぜ「貧困の女性化」が顕在化しないのか

貧困世帯，女性世帯主世帯の把握の困難さ

・ 貧困世帯 = 生活保護世帯 × ，貧困線の設定 貧困線以下世帯の計測 公的扶助捕捉率の測定

・ 世帯主の性別統計 × ex.) 「障害者世帯」「高齢者世帯」「母子世帯」「その他の世帯」 女性世帯主世帯とは？

母子世帯の量的割合の低さ

離婚率，婚姻外出産割合，児童のいる世帯に占めるひとり親世帯の割合（90 年：米 25%，英 19%，仏 13%，日 4%）

「貧困の女性化」が顕在化しないことが意味する女性の「貧困」

男性と対して生活することのできない社会経済状況

労働市場における位置，社会保障における権利，社会的スティグマ… 「家庭内離婚」

cf.) J. Axinn 「皮肉なことに日本の女性は貧困の女性化を顕在化させるほど十分に自立していない」

独立した母子世帯を構成できないことの問題性

1993 年厚生省「全国母子世帯等調査」，母子世帯 78 万 9900 世帯，うち親族と同居している世帯は 12%？

国際比較では見えてこない，先行研究もなし，多くの統計では「母子世帯」として把握されない

……> 社会階層論調査，60 年代，親族同居ひとり親世帯の洗い出し，世帯構成分析

## 2 研究史の整理 貧困研究と女性

### 2 - 1 労働問題としての貧困問題

貧困研究における「世帯」と「個人」

貧困は世帯概念としながらも直接的な分析対象は世帯主たる男性労働者の職業分析  
ボーダーライン層研究 working poor の発見 貧困原因の追求（不安定就業，二重構造，最低賃金...） 問題の告発 解決策の模索  
理論的前提として「世帯共同性」「世帯主代表制」  
世帯は擬制的に個人ととらえられ男性労働者の貧困を扱いながら世帯の貧困を表現

労働問題としての貧困研究の目的

『近代的』労働者の創出」「労働者の自立（農村からの自立，救恤からの自立）」

女性の貧困：・世帯員としての女性の貧困は男性世帯主の貧困に付随，潜在化  
・女性の貧困が顕在化するのには男性世帯主がいない女性世帯主世帯のみ  
しかし女性世帯は，存在そのものが「特殊」，例外的，逸脱（近代的労働者＝近代家族）  
女性世帯の貧困の自明化（「男性がいないから貧困」，解決策「結婚せよ！」）  
女性の貧困は労働問題としての貧困研究の対象にならない

### 2 - 2 貧困研究の変化 「労働問題研究から生活問題研究へ」

男性労働者の「自立」 working poor の解消 労働問題としての貧困問題の解消

新たな貧困研究の対象

取り残された貧しさ：高齢者問題，障害者問題，母子世帯問題.....（担い手別把握）

生み出された貧しさ：住宅問題，環境問題（公害），消費者問題，教育問題.....（生活問題別把握）

労働問題としての把握ではなく，福祉問題，生活問題，消費社会論，文明論的な「豊かさ」論へ  
についての理論的研究（貧困原因の追求）は廃れ「政策的な対応」研究に特化 社会福祉領域へ  
母子世帯問題の福祉領域への囲い込み，母子世帯は現在でも典型的な working poor であるにもかかわらず  
労働問題として把握されていない .....> 労働問題としての貧困研究，母子世帯の労働研究へ

### 2 - 3 「貧困に対する社会階層論的接近」の再評価

東大社研「社会階層論調査」（1953年～1966年，12調査）の世帯分析

伝統的な貧困研究の理論的前提（世帯共同性，世帯主代表制）に基づきながらも，世帯主個人に擬制できない世帯を描き出す

世帯構成や世帯構成員の行動を重視：「世帯対応力（抵抗力）」，生活水準を維持する世帯機能を抽出（経済的制度としての「世帯」）

しかし理論的発見のほとんどは「男性世帯」分析のみから導かれている

「女子世帯の場合は，女子世帯そのものが特殊な形であるから，男子の場合程すっきりしない」（富山調査）

女性世帯（母子世帯）に関する社会階層論調査の発見事項

- ・女性個人の一貫して存在する社会階層（職業）の低位性の問題
- ・男性との結婚，死別・離別による「上昇」「没落」の極端な変動
- ・女性が父親や夫を世帯主とする世帯に含まれ世帯の中に隠れた存在であった時点から，女性個人が世帯としての社会的関係を取り結ぶ労働場面に表われた時点の立場の変化によって，女性の状況は不安定に流動

世帯主個人の属性から導き出す社会階層設定の限界？

ソーシャル・ニーズ調査（no.63，1964年）の試み

「世帯主」分類だけでなく「最多収入者」分類も行ったうえで性別を把握

- ・男性が世帯の「最多収入者」である場合，「本人が世帯主」であるのは88.7%。
- ・女性が世帯の「最多収入者」である場合，「本人が世帯主」であるのは55.5%。

過去一連の社会階層論調査では，女性が世帯の最多収入者であっても「男性世帯」として分析

世帯主個人の属性から導き出したこれまでの世帯類型ではなく，各世帯員の性，年齢，労働能力，有業・無業を加味した世帯構成別分類へ（40類型）

### 3 母子世帯研究の問題構制

#### 3 - 1 労働問題研究における「母子世帯問題」とは

##### 1) 諸外国の状況

###### 比較社会政策研究, 福祉国家比較研究の進展

EU統合にむけて, 社会政策の調整(労働政策, 家族政策, 社会保障政策)という現実的ニーズ

比較可能なデータセットの開発: EU: LIS (Luxembourg Income Study), アメリカ: Public Use Microdata (Census, CPS, SIPP, HIS)

###### 母子世帯「問題」の発見

量的増加, 福祉給付の増加, 財政逼迫 "welfare mother"

政策モデルとしての家族モデルのゆらぎ, 価値理念崩壊への懸念「家族の危機」 "family values"

手当受給, 勤労価値崩壊への懸念「貧困の文化」「貧困の再生産」怠惰, 墮落, 依存... "welfare queen"

###### 母子世帯「問題」への対応

###### 非監護親の扶養義務の履行促進強化

英: 1991年 Child Support Act, 1993年 Child Support Agency 設立, 養育費の算定と徴収

米: 1975年に Child Support Enforcement を法制化, 運用強化, 1988年 Family Support Act

ex.) 非監護親の居所確定, 児童扶養命令登録, 新規雇用者登録, 両者の照合, 父子関係の確定, 養育費の徴収.....

目的: 財政償還, 福祉コスト削減 親の扶養責任・子の権利(「家族の価値」) cf.) 1996年 手当補填率 15.5%

###### 母子世帯の母の就労促進

"welfare to work" "workfare"

いわゆる「第三の道」の雇用・福祉改革スローガン, ターゲットとしての母子世帯

ex.) 米 1996年 福祉改革, AFDC (Aid to Families with Dependent Children) 廃止

TANF (Temporary Assistance for Needy Families) へ

- ・ 財政方法の一括補助金化 (block grant 制) と州への権限委譲 (州の福祉削減インセンティブ)
- ・ 支給期間の制限 (生涯を通じて 5 年, 州によりそれ以下も可)
- ・ 就労強制 (受給開始後 2 年までに週 30 時間以上の就労を義務づけ。連邦政府は州に最低就労参加率の達成を要請。  
TANF 受給者の就労率をあげればボーナス補助金。達成できなければ補助金減額。)  
「work first」低賃金であっても福祉に依存しているよりはましで, とにかく仕事に就くことによって自信が付き, 仕事に必要な一般的なスキルも身につけて, よりよい仕事に移行していける(はず)というモデル
- ・ 権利・権原 (entitlement) としての福祉の終焉, 就労に向けての一時的扶助
- ・ 「強制労働」, アメリカ・ニューエコノミーを支える大量の低賃金労働力の供給, 福祉政策と労働政策の結合
- ・ 「母」でさえ働くことを当然とする女性の社会的位置づけ cf.) イギリス
- ・ 単なる「家族の価値」を超えた「勤労家族」の強調  
cf.) 2000年 8月 17日 民主党全国大会, ゴア大統領候補, 指名受諾演説  
family value 4回, working family/ working families 9回  
「この国は豊かになった。しかし私が焦点をあてるのは勤労家族だ。家や車の支払いに励み, 子どもの教育のために貯蓄に励み, 一生懸命働いている人々だ」「私たちの反映が少数の人々だけでなくすべての勤労家族を豊かにすることを保証しよう」「私たちはこの選挙に勝たねばならない。なぜならすべての hard-working American family は夢への扉を開く権利を持つからだ」

## 2) 日本の状況

1996年7月『財政構造改革白書』(大蔵省財政制度審議会報告)

母子世帯への福祉給付である児童扶養手当は、所得の少ない母子世帯への所得保障の機能を果たしているが、「一方で就労の妨げになっているという意見や、母子家庭対策としてはむしろ雇用政策あるいは離婚した父に扶養費用を求めるほうが重要であり、母子家庭対策全体を見直し、効果的効率的な対策を再構成すべきとの考え方もあり、今後の検討課題」

1997年12月「今後の児童扶養手当制度の在り方について」(中央児童福祉審議会児童扶養手当部会報告)

「母子家庭の母親がどのように就労に結び付きやすい職業能力を開発し、仕事と育児を両立させながら自立を図っていくか、そのためにどのような政策的支援をしていくべきかが大きな課題」

「民法上の扶養責任との関係整理等も視野に入れつつ、離婚等による環境激変により生活困窮状態に陥った母子家庭の母親自身が自らの努力を基本としてその能力を十分に発揮し、就労等により自立できるようにすることを明確に目指した総合的な支援制度に再編成を図っていくことが必要」

児童扶養手当の所得制限の強化	1997年度	1998年度
本人と子ども1人の場合	407.8万円以下	300万円以下 (収入ベース)
養育者と子ども1人の場合	851.7万円以下	410万円以下 (収入ベース)

私的扶養義務履行の促進(指摘するのみ)

自立支援対策の充実

「自立支援対策」

- ・母子福祉資金制度の拡充(特に就業・技能修得関係資金) 貸付限度額の引き上げ、無利子化、対象者拡大等
- ・自立促進事業(ホームヘルパー等養成講習会)の拡充、事業目的に「自立のために」を導入・明確化、講習会修了後の名簿作成、雇用促進の働きかけ、職安との連携、継続的な就労支援
- ・就労促進支援事業の新設
- ・母子生活支援施設(母子寮)入所者個別の自立支援計画の策定
- ・母子家庭の母等に対する就業支援施策に係わるリーフレットの配布、等

「自立支援対策」の実態は?

..... > 1999~2000年度科研費調査(職安、職業訓練校、都道府県母子福祉担当課・能力開発担当課、福祉事務所、母子寡婦団体.....)

日本における「就労促進」施策の有効性

諸外国の「母子世帯の母親」の就労率(1990~95年?)

フランス 82%、スウェーデン 70%、デンマーク 69%、アメリカ 60%、オーストラリア 43%、イギリス 41%、ドイツ 40%.....

日本の「母子世帯の母親」の就労率の推移

1949年、1952年、1956年、1961年、1973年、1978年、1983年、1988年、1993年  
82.2% 89.8% 91.9% 85.6% 83.9% 85.2% 84.2% 86.8% 87.0%

日本において“workfare”はすでに実現している

- ・日本における母子世帯の母の就労率が高い。
- ・しかも女性労働力率、子どものいる既婚女性の就労率等と比べて格段に高い。  
cf.)1999年労働力調査、特別調査  
女性労働力率 49.6%、有配偶女性労働力率 50.0%、有子世帯・母の労働力率 55.3%、有子世帯・母の就労率 53.9%
- ・戦後日本の女性労働力率の劇的な変化(1975年ボトム)に対して85%前後を安定的に推移している。

働いているのに貧しいということをいかに評価するか、現代における典型的な working poor

女性労働問題一般とは別の視角での労働問題としての把握が必要 ..... > 女性労働研究、母子世帯の労働研究

- ・「福祉か労働か」「自立か依存か」という二項対立ではない、新たな「自立」観が必要

cf.) income package, welfare-reliant mother / wage-reliant mother

そもそも母子世帯の母の就労率は各国でなぜこれほど違うのか、母子世帯の就労を規定するものは何か

母子世帯の母親である女性の労働状況および労働市場への参加状況は、その国社会の女性労働一般（あるいは既婚女性の就労、子どもをもつ女性の就労）と単純に関連づけられず、独立変数をもつ？

その国社会が「妻」「母」「女性」「母子世帯の女性」に意味づけている価値とは何か

- ・「妻」であるから働かなくてよいのか、「母」であるから働かなくてよいのか
- ・母子世帯に対する福祉手当の根拠、「父の代わりに国家が扶養」male breadwinner model の強弱  
cf.)EU 社会政策におけるキャッシュとケア, Social Citizenship をめぐる議論  
国民国家における女性の市民権（母として/妻として...）  
ペイドワークへの権利/アンペイドワークへの権利（ケアをする権利）

そのうえで、なぜ日本の母子世帯の就労率が高いのか、が問題

少なくとも日本では、死別母子世帯が主流だった時代も女性の家庭回帰が叫ばれた時代も、母子世帯の母は働くのが当然とされてきた。「欧米では母子世帯に対する社会保障（あるいは養育費受給）が手厚いから働く必要はない。日本は社会保障がお粗末なので働かざるをえない」本当か？（この仮説だと就労促進のためには福祉を削減すればいいということになる）

日本の母子世帯は、どこでどのように働き、世帯生活を維持してきたのか、その就労実態と生活実態についての歴史的な検討  
.....> 社会階層論調査, 60 年代分析

### 3 - 2 社会保障研究における「母子世帯問題」とは

社会保障制度における性別条項の残存

遺族年金, 児童扶養手当, 母子寡婦福祉法

すべて「母子世帯」に関連する条項, いずれも「母子」が対象, 父子世帯を排除

cf.) 欧米: 政策的枠組みとしてはワンペアレント・ファミリー, そのバリエーションとしてのソロマザー  
英 1974 年「ファイナー報告」"Report of the Committee on One-Parent Families"  
母子世帯に対する価値判断を排除, 両親世帯との相対化  
父子世帯の包摂, 母子福祉施策の応用的対応ではなく土台そのものを「ひとり親」に

生活保護制度における母子世帯カテゴリーの不思議

現在の生活保護制度の問題

非稼働世帯化, カテゴリー化 「一般」との乖離

そもそもなぜ「母子世帯」カテゴリーが生まれてきたのか

高齢者世帯「男 65 歳以上, 女 60 歳以上のみ, あるいはそれに 18 歳未満の子が加わった世帯」

傷病・障害者世帯「世帯主が入院あるいは在宅患者あるいは障害加算のある世帯」

世帯の定義自体に世帯主が高齢あるいは傷病・障害のため働くことができない, 稼働能力がないという意味が付与

母子世帯「現に配偶者がいない 18 歳から 60 歳未満の女子と 18 歳未満のその子のみで構成されている世帯」

単なる世帯構成, しかも稼働年齢層の女性がいることを定義としている

母子世帯は「母子世帯」というだけで“保護を要する”と考えられてきた特別のカテゴリー？

.....> 「母子世帯問題」の発生とその把握の論理について, 戦前の母子保護法（1937 年）制定過程の検討

日本の社会保障における「母子」カテゴリーの強固さ

「女性」+「子ども」ではなく「母子」

「父子世帯」の排除, 「母子世帯」のみ 児童福祉という視点ではとらえられない

日本独特の福祉対象である「寡婦」, 母子世帯 OG, 母子世帯卒業生さえも福祉対象

「かつて母子世帯の母親だったから」「過去に子どもをひとり育てた女性だから」？

「子どもの福祉」では説明できない

寡婦福祉の影響

- ・「母子」「父子」「ひとり親」の枠組みに歪み
- ・中高年女性単身者一般の貧困問題が, 寡婦問題に矮小化

.....> 寡婦福祉の登場過程（1969 年, 1981 年法, ），日本の「母子福祉」の政策的枠組みの検討